



スカパーJSAT

SAD-H3-19-001

衛星音声放送専用サービス 料金表

第3版
(令和2年3月)

スカパーJSAT株式会社

衛星音声放送専用サービス料金表 目次

通 則	-----	1
1	料金の適用	1
2	料金表の変更	1
3	料金の計算方法	1
4	料金の減免	1
5	月額料金の日割	1
6	端数処理	1
7	料金等の支払期日	2
第1表	料金-----	3
第1	衛星専用料	3
1	適用	3
2	衛星専用料の額	5
第2表	保証金-----	6
1	適用	6
2	保証金の額	6
第3表	直営据付設備利用料-----	7
1	適用	7
2	直営据付設備利用料の額	7
第4表	無線局免許取扱手数料-----	8
1	適用	8
2	無線局免許取扱手数料の額	8
第5表	解除料-----	9
1	適用	9
2	保証金が支払われていない場合の解除料の額	9
3	保証金が支払われている場合の解除料の額	9
3-1	利用開始日の前日までの解除料の額	9
3-2	利用開始日以降に専用契約者が専用契約を解除する場合の解除料の額	9
第6表	違約金-----	10
1	適用	10
2	違約金の額	10
附 則	-----	11

通 則

1 料金の適用

当社は、衛星音声放送専用サービスに係る料金を、この衛星音声放送専用サービス料金表(以下「料金表」といいます。)に定めます。

2 料金表の変更

- (1) 当社は、専用契約者の一般の利益に適合する場合、又は電気通信サービスの提供環境の変化、法令の変更その他相当の事由があるなど、料金表の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、この料金表を変更することがあります。この場合において、専用契約者は、変更後の料金表の適用を受けるものとします。
- (2) 当社は、この料金表を変更する場合には、変更後の料金表の内容及びその効力発生時期を専用契約者に周知するものとします。

3 料金の計算方法

当社は、専用契約者が専用契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。

4 料金の減免

- (1) 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、通則1(料金の適用)の規定に拘わらず、臨時に、その衛星専用料を減免することがあります。
- (2) 当社は、前号の規定に基づき衛星専用料の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

5 月額料金の日割

- (1) 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - ア 暦月の初日以外の日に衛星音声放送専用サービスの利用開始日が到来したとき。
 - イ 暦月の末日以外の日に衛星音声放送専用サービス契約約款(以下「約款」といいます。)第38条(専用契約者が行う専用契約の解除)もしくは第39条(当社が行う専用契約の解除)に基づく専用契約の解除を行ったとき。
 - ウ 約款第48条(支払いを要しない料金)第1項又は第2項の規定に該当するとき。
 - エ 暦月の初日以外の日に直営設備の使用開始日が到来したとき。
- (2) 前号の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。
- (3) 月額料金以外のその他の債務の支払額を算出するにあたり必要が生じた場合は、前2号の規定に準じて日割します。

6 端数処理

- (1) 当社は、料金その他の債務の計算において、その計算結果に1円未満が生じた場合はその端数を切り捨てます。
- (2) 前号の規定に拘わらず、消費税相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

7 料金等の支払期日

- (1) 専用契約者は、料金等の債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に現金で支払っていただきます。

区 分	支 払 期 日
1 衛星専用料	衛星音声放送専用サービスの利用開始日の属する月の月末から毎月、当月分としてその月の月末 ただし、衛星音声放送専用サービスの利用開始日がある月の15日以降のときは、その月の衛星専用料に限り翌月の15日
2 直営据付設備利用料	直営据付設備の利用開始日の属する月の月末から毎月、当月分としてその月の月末 ただし、直営据付設備の利用開始日がある月の15日以降のときは、その月の衛星専用料に限り翌月の15日
3 無線局免許取扱手数料	電波法及び電波法関連諸規則に基づく事務及び作業を行った月の翌月末、但し電波法関係手数料のうち電波利用料に相当する額については、当該無線局の免許の日の属する月の翌月末またはその免許の日に応答する日の属する月の翌月末
4 解除料	専用契約の解除の日の属する月の月末

- (2) 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、前3号の規定にかかわらず、第(1)号に掲げる料金等の債務について、臨時に、当社が別に定める期日までに当社指定の方法により支払っていただくことがあります。
- (4) 料金その他の債務の支払いの際に発生する金融機関への手数料等は、専用契約者に負担していただきます。

第1表 料金

第1 衛星専用料

1 適用

衛星専用料の適用については、約款第45条(衛星専用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

衛星専用料の適用					
(1) 品目の区分	当社は、料金を適用するにあたり、次表のとおり品目を定めます。				
	区分	内容			
	帯域品目	人工衛星による電波中継において、超短波標準方式もしくはデジタル標準方式で規定された伝送方式により、音声もしくは符号を指定帯域幅及び指定電力まで占有して伝送するもの			
	備考				
	1 指定帯域幅とは、送信する信号を伝送するために必要な周波数帯域幅をいい、一の周波数の周波数帯域幅を27MHzとします。				
	2 指定電力とは、送信する信号を伝送するために必要な人工衛星に搭載した増幅器の出力端における電力をいいます。				
(2) 衛星の区分等	当社は、2号衛星の衛星音声放送専用サービスの料金を適用するにあたり、次表のとおり区分を定めます。				
	人工衛星	単位電力 [dBm]	1波運用単位数	基礎ビーム 係数	標準ビーム 係数
	2号衛星	16.9	540	0.45	0.55
	備考				
	1 1波運用単位数とは、一の周波数につき超短波標準方式で規定された27MHz帯域幅を占有する場合の利用単位数をいいます。2号衛星については、単位電力と利用単位数を乗算した値を超えて指定電力を定めることができます。				
	2 利用単位数とは、27MHz帯域幅の整数倍値(最小を1とします。)及び指定電力に応じて料金に算入される正の整数値をいいます。				
	3 当社は、基準となる帯域幅(以下、「単位帯域幅」といいます。)と利用単位数を乗算した値を超えない範囲で指定帯域幅を定めます。				
	4 当社は、基準となる電力(以下、「単位電力」といいます。)と利用単位数を乗算した値を超えない範囲で指定電力を定めます。				
	5 単位帯域幅は50kHzとします。				
	6 基礎ビーム係数及び標準ビーム係数は2号衛星の料金に算入される値です。				

(3) オプションの 区分	1 当社は、料金を適用するにあたり、次表のとおりオプションの区分を定めます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="408 264 592 293">区分</th><th data-bbox="592 264 1377 293">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="408 293 592 842">利用コミット オプション</td><td data-bbox="592 293 1377 842"> 利用開始日または利用更新日から一定期間指定単位数を減じずに利用することを条件とし、期間に応じて以下のオプション率を設定するもの。 ア 1年間コミット(オプション率 -0.10) 利用開始日または利用更新日から12ヶ月となる日が属する月の末日までの期間 イ 3年間コミット(オプション率 -0.20) 利用開始日または利用更新日から36ヶ月となる日が属する月の末日までの期間 ウ 5年間コミット(オプション率 -0.30) 利用開始日または利用更新日から60ヶ月となる日が属する月の末日までの期間 エ 10年間コミット(オプション率 -0.60) 利用開始日または利用更新日から120ヶ月となる日が属する月の末日までの期間 </td></tr> <tr> <td data-bbox="408 842 592 954">利用実績 オプション</td><td data-bbox="592 842 1377 954"> 利用実績の起算日から12ヶ月を経た最初の暦月の初日以降、12ヶ月毎に-0.01、最高-0.20までのオプション率を設定するもの。 利用実績の起算日は、専用契約者について人工衛星毎に定めます。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="408 954 592 1021">複数契約 オプション</td><td data-bbox="592 954 1377 1021"> 一の専用契約者が、衛星音声放送専用サービスを2つ以上契約している場合に、それぞれに対し-0.145のオプション率を設定するもの。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="408 1021 592 1312">周波数変更 オプション</td><td data-bbox="592 1021 1377 1312"> トランスポンダの有効利用等の目的で当社が周波数指定を変更する場合に以下のオプション率を設定するもの。 ア 一括承諾(オプション率 -0.30) 年2回の周波数変更を予め承諾するもの イ 個別承諾(オプション率 -0.20) 1回の周波数変更毎に承諾するもの。1回の周波数変更に係るオプション率の適用期間は12ヶ月とし、周波数変更実施日の翌月の初日より適用します。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="408 1312 592 1424">一括支払い オプション</td><td data-bbox="592 1312 1377 1424"> 月額料金の一括前払いに係る以下のオプション率を設定するもの ア 6ヶ月前払い(オプション率 -0.02) イ 12ヶ月前払い(オプション率 -0.05) </td></tr> </tbody> </table> 2 当社は約款第17条(利用期間)の規定に基づく衛星音声放送専用サービスの専用契約については、利用コミットオプション(ア 1年間コミット)を適用します。 3 前項の規定に拘わらず、3年間もしくは5年間の利用コミットを申し込む専用申込者もしくは専用契約者は、専用申込時もしくは利用期間更新の利用変更時に併せて、当社所定の利用コミットオプション契約申込書を当社に提出していただきます。但し、当社が承諾した利用コミットオプション契約において、利用期間中の契約解除をする場合については料金表第2表に定める解除料を支払っていただきます。 4 当社は、前項の利用オプションコミット契約申込については、約款第19条(専用申込の承諾等)の規定に準じて承諾します。 5 オプション係数とは、当該契約に係るオプション率の総和に1を加算したものをいいます。オプション係数は0または正の数とします。 6 メニュー係数とは、基礎ビーム係数に標準ビーム係数とオプション係数を乗算した値を加算したものをいいます。	区分	内 容	利用コミット オプション	利用開始日または利用更新日から一定期間指定単位数を減じずに利用することを条件とし、期間に応じて以下のオプション率を設定するもの。 ア 1年間コミット(オプション率 -0.10) 利用開始日または利用更新日から12ヶ月となる日が属する月の末日までの期間 イ 3年間コミット(オプション率 -0.20) 利用開始日または利用更新日から36ヶ月となる日が属する月の末日までの期間 ウ 5年間コミット(オプション率 -0.30) 利用開始日または利用更新日から60ヶ月となる日が属する月の末日までの期間 エ 10年間コミット(オプション率 -0.60) 利用開始日または利用更新日から120ヶ月となる日が属する月の末日までの期間	利用実績 オプション	利用実績の起算日から12ヶ月を経た最初の暦月の初日以降、12ヶ月毎に-0.01、最高-0.20までのオプション率を設定するもの。 利用実績の起算日は、専用契約者について人工衛星毎に定めます。	複数契約 オプション	一の専用契約者が、衛星音声放送専用サービスを2つ以上契約している場合に、それぞれに対し-0.145のオプション率を設定するもの。	周波数変更 オプション	トランスポンダの有効利用等の目的で当社が周波数指定を変更する場合に以下のオプション率を設定するもの。 ア 一括承諾(オプション率 -0.30) 年2回の周波数変更を予め承諾するもの イ 個別承諾(オプション率 -0.20) 1回の周波数変更毎に承諾するもの。1回の周波数変更に係るオプション率の適用期間は12ヶ月とし、周波数変更実施日の翌月の初日より適用します。	一括支払い オプション	月額料金の一括前払いに係る以下のオプション率を設定するもの ア 6ヶ月前払い(オプション率 -0.02) イ 12ヶ月前払い(オプション率 -0.05)
区分	内 容												
利用コミット オプション	利用開始日または利用更新日から一定期間指定単位数を減じずに利用することを条件とし、期間に応じて以下のオプション率を設定するもの。 ア 1年間コミット(オプション率 -0.10) 利用開始日または利用更新日から12ヶ月となる日が属する月の末日までの期間 イ 3年間コミット(オプション率 -0.20) 利用開始日または利用更新日から36ヶ月となる日が属する月の末日までの期間 ウ 5年間コミット(オプション率 -0.30) 利用開始日または利用更新日から60ヶ月となる日が属する月の末日までの期間 エ 10年間コミット(オプション率 -0.60) 利用開始日または利用更新日から120ヶ月となる日が属する月の末日までの期間												
利用実績 オプション	利用実績の起算日から12ヶ月を経た最初の暦月の初日以降、12ヶ月毎に-0.01、最高-0.20までのオプション率を設定するもの。 利用実績の起算日は、専用契約者について人工衛星毎に定めます。												
複数契約 オプション	一の専用契約者が、衛星音声放送専用サービスを2つ以上契約している場合に、それぞれに対し-0.145のオプション率を設定するもの。												
周波数変更 オプション	トランスポンダの有効利用等の目的で当社が周波数指定を変更する場合に以下のオプション率を設定するもの。 ア 一括承諾(オプション率 -0.30) 年2回の周波数変更を予め承諾するもの イ 個別承諾(オプション率 -0.20) 1回の周波数変更毎に承諾するもの。1回の周波数変更に係るオプション率の適用期間は12ヶ月とし、周波数変更実施日の翌月の初日より適用します。												
一括支払い オプション	月額料金の一括前払いに係る以下のオプション率を設定するもの ア 6ヶ月前払い(オプション率 -0.02) イ 12ヶ月前払い(オプション率 -0.05)												

(4) 料金指数及び料金関数	1 料金指数とは、メニュー係数と利用単位数を乗算した値をいいます。			
	2 料金指数から料金額を計算する関数を料金関数といい、以下に定めます。			
	<table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>算出式</th></tr> <tr> <td>料金関数</td><td>$60 \times (\text{料金指数} - 300) + 26,000$</td></tr> </table>	区分	算出式	料金関数
区分	算出式			
料金関数	$60 \times (\text{料金指数} - 300) + 26,000$			
(5) 消費税相当額の加算	約款第45条(衛星専用料の支払義務)により支払いを要する衛星専用料の額は、2(衛星専用料の額)の規定の額に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。以下同じとします。)を加算した額とします。この場合において、(1)(係る品目の区分)から(5)(料金指数及び料金関数)までの適用による場合は、適用した後の衛星専用料の額に消費税相当額を加算した額とします。			

2 衛星専用料の額

(単位:千円)

月額料金
料金関数により算定される額

第2表 保証金

1 適用

保証金の適用については、約款第49条(保証金の支払義務等)の規定によるほか、次のとおりとします。

2 保証金の額

保証金の額
利用期間終了日が属する月の衛星音声放送専用料3か月分相当額

第3表 直営据付設備利用料

1 適用

直営据付設備利用料の適用については、約款第46条(直営据付設備利用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

2 直営据付設備利用料の額

(単位:千円)

月額料金
3,000

第4表 無線局免許取扱手数料

第4表 無線局免許取扱手数料

1 適用

無線局取扱手数料の適用については、約款第47条(無線局免許取扱手数料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

無線局免許取扱手数料の適用	
(1) 無線局免許取扱手数料の算定	地球局又は受信専用設備に関する電波法上の手続きについて当社が行う事務及び作業に要する実費及び電波法関係手数料を合計して算定します。
(2) 消費税相当額の加算	約款第47条(無線局免許取扱手数料の支払義務)により支払いを要する無線局免許取扱手数料の額は、2(無線局免許取扱手数料の額)の規定の額に消費税相当額を加算した額とします。この場合において、(1)を適用した後の無線局免許取扱手数料の額に消費税相当額を加算します。

2 無線局免許取扱手数料の額

地球局設備1設備ごと

項 目	区 分	価 格 等
(1) 地球局又は受信専用設備に関する電波法上の手続きについて当社が行う事務及び作業に要する実費	ア 労務費	1時間当たり人件費単金 × 延労働時間
	イ 諸経費	電波法上の手続きを行うために必要な旅費、宿泊費、日当、調査費その他の経費
(2) 電波法関係手数料	—	電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)に規定される手数料に相当する額及び電波法に規定される電波利用料に相当する額

第5表 解除料

1 適用

解除料の適用については約款第50条(衛星音声放送専用サービスの解除料の支払義務等)の規定ならびに料金表第1表(料金)第1(衛星専用料)1(適用)(4)(オプションの区分)第3項の規定によるほか、次のとおりとします。

解除料の適用			
(1) 定義	解除料の算定に係る用語の定義を以下のとおりとします。		
	用語	定義	
	解除日	利用開始日の前日までに解除の請求を行うとき	利用開始日より1ヶ月となる日が属する月の末日
		利用開始日以降に解除の請求を行うとき	解除の請求を行った日の翌月の末日
	算定基準月	解除日の前日が属する月	
	算定額A	専用契約を解除するとき	算定基準月における利用コミットオプションを算入しない場合の衛星専用料相当額
	算定額B	専用契約を解除するとき	算定基準月における衛星専用料相当額
	算定期間	利用開始日より解除日の前日までの期間、又は解除日の翌日より利用終了日までの期間のいずれか短い方	

2 保証金が支払われていない場合の解除料の額

解 除 料
算定額Aから算定額Bを減じた額を月額として算定期間について合計した額

3 保証金が支払われている場合の解除料の額

3-1 利用開始日の前日までの解除料の額

解除料の額
衛星音声放送専用サービス1か月分料金相当額
備考 解除料の算定の基準となる料金は、衛星音声放送専用サービスの利用開始予定日における料金表に規定された料金の月額とします。

3-2 利用開始日以降に専用契約者が専用契約を解除する場合の解除料の額

解除料の額
専用契約解除日の翌日を起算日として1か月が経過する日までの期間、衛星音声放送専用サービスを利用したとみなした場合において支払うべきこととなる料金相当額とします。

4 直営据付設備の解除料の額

(単位：千円)

解除料の額
専用契約解除日または、直営据付設備の利用を終了した日の翌日から利用終了日までの期間、直営据付設備を利用したと見なした場合において支払うべき事となる直営据付設備利用料の10%相当額とします。

第6表 違約金

1 適用

違約金の適用については、約款第53条(違約金)の規定によるほか、次のとおりとします。

消費税相当額の加算	約款第53条(違約金)により支払いを要する違約金の額は、2(違約金の額)の規定の額に消費税相当額を加算した額とします。
-----------	---

2 違約金の額

1分までごとに(単位:千円)

違約金の額
当該月の衛星専用料相当額／50

附 則

(実施期日)

第1条 この料金表は、平成14年5月7日に実施します。

(衛星音声放送サービスの委託契約者の衛星音声放送専用サービスに移行するための措置)

第2条 約款附則第2条(委託契約者が衛星音声放送専用サービスに移行するための措置)に基づく移行契約者の料金は、約款附則第6条(料金表の適用に係る措置)の規定により、料金表第1表(料金)第1(衛星専用料)及び第2表の規定に拘わらず次の第1表から第3表までの規定を適用します。

第1表 衛星専用料

月額(単位:千円)

人工衛星	料金の額 (一の周波数あたり)					
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	平成8年10月1日を起算日とし、3年を経過する日までの期間	平成11年10月1日から平成12年9月30日までの期間	平成12年10月1日から平成13年9月30日までの期間	平成13年10月1日から平成14年9月30日までの期間	平成14年10月1日から平成15年9月30日までの期間	平成15年10月1日を経過した日以降
2号衛星	13,800	24,426	21,696	24,642	27,600	31,626
備考 移行契約者が、衛星音声放送専用サービスの移行予定日の前日までに期間に衛星音声放送サービスの受託放送料として支払った受託放送料は、この条においては衛星専用料として取扱います。						

第2表 解除料

区 分	解 除 料
専用契約の解除の日が利用期間終了日の前日までの日のとき	料金表第3表(解除料基準額)に規定する解除料基準額に料金表第1表(衛星専用料)に規定する区分1の起算日から10年が経過する日までの期間(以下「解除料算定期間」といいます。)を乗じた額から専用契約者が解除料算定期間に支払うべき料金の総合計額を減じた額。

第3表 解除料基準額

月額(単位:千円)

解除料基準額 (一の周波数あたり)
55,200

(実施期日)

第1条 この改定料金表は平成17年3月31日に実施します。

(改定料金表に関する経過措置)

第2条 この改定料金表実施の際、現に衛星音声放送専用サービス料金表及び平成14年5月7日付衛星音声放送専用サービス契約約款附則第2条の規定により締結している契約における専用契約者が料金表第1表(料金)第1(衛星専用料)1項(適用)4号(オプションの区分)に定める利用コミットオプションに関して、10年間コミットを選択した場合、同契約約款の改訂実施日をもって平成14年5月7日付同契約約款附則第2条の規定によらず、改訂後の同契約約款に基づく契約に移行したものとします。

2 前項の規定に拘らず、契約約款改訂実施日において料金その他の不履行債務がある場合は、平成14年5月7日付の衛星音声放送専用サービス契約約款の規定の通りとします。

(実施期日)

第1条 この改定料金表は令和2年3月31日に実施します。

資料名 衛星音声放送専用サービス料金表 第3版

資料番号 SAD-H3-19-001

平成14年 5月 7日	第1版
平成17年 3月31日	第2版
令和 2年 3月31日	第3版

スカパーJSAT株式会社
東京都港区赤坂1-8-1

TEL : 03-5571-7770
(宇宙事業部門 代表)

不許複製、禁転載